第1章 環境にやさしいまちをつくる

第1項 環境基本条例と環境基本計画

1 練馬区環境基本条例(平成18年6月制定)

(1) 目的

区の環境の保全にかかわる基本理念、区・事業者・区民の責務、環境の保全にかかわる基本的事項を定め、地球環境や広域的な環境の保全に貢献する。

- (2) 基本理念
 - ア 良好な環境を次世代に引き継ぐ
 - イ 環境への負荷が少ない持続可能な社会を築く
 - ウ 事業活動と日常生活全般において積極的に環境保全を進める
- (3) 区民参加や区民への支援など

区は、区政への区民参加を進め、環境保全に関する区民活動を支援する仕組みを整備するとともに、環境学習や環境保全への意識啓発の推進に努める。また、日常生活や事業活動が環境に大きな負荷をかけないよう、必要に応じて区民や事業者に措置を要請することができる。

(4) 環境に関する情報の公表

区は、環境についての調査・研究、情報の収集、監視・測定を実施し、報告書を作成し、結果を公表する。また、環境に関する情報を区民や事業者に提供する。

(5) 練馬区環境審議会の設置

「区の環境の保全に関して基本的事項を調査審議するための組織」として、設置する。

(開催状況)

委員の任期は2年で、第9期は、公募区民5名、区民団体推薦3名、事業者団体推薦4名、学識経験者1名、教育関係者2名、関係行政機関職員1名の計16名の委員で構成し、練馬区環境基本計画2020の進捗状況評価結果および新たな環境基本計画の策定について審議しました。

※令和6年度から、脱炭素社会実現に向けて取組の実効性を高めるため、「環境審議会」と「循環型社会推進会議」を統合しました。

2 ゼロカーボンシティ宣言

区は、令和 4 年 2 月、2050 年までに C O 2 排出実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」を宣言しました。

3 練馬区環境基本計画 2023 (令和5年9月策定)

(1) 策定の背景、位置づけ

脱炭素社会の実現に向け、区民・事業者と協働して総合的な環境施策を展開するため、令和5年9月、「練馬区環境基本計画 2023」を策定しました。本計画は、「練馬区環境基本計画 2020」「練馬区エネルギービジョン」および「練馬区環境管理実行計画」を統合した区の環境の保全に関する総合的な計画であり、今後、概ね10年間の区の環境施策の方向性および重点取組を示しています。また、地球温暖化対策推進法の「地方公共団体実行計画(区域施策編・事務事業編)」および気候変動適応法の「地域気候変動適応計画」として位置付けています。

(2) 計画期間

令和5年度から令和14年度まで

(3) 計画の目標

2050 年 CO_2 排出実質ゼロという長期目標に向けた中期目標として、「2030 年度までに、区内 CO_2 排出量を 2013 年度比 46%削減」としています。

施策を、エネルギー、みどり、清掃・リサイクル、地域環境の4つの分野に分け、それぞれに目標および指標を設定し、PDCAマネジメント手法により、毎年度点検・評価および見直しを行っています。令和5年度の進捗状況は以下のとおりです。

分野	目標	指標	目標値	実績
エネルギー	区民とともにエ	カーボンニュートラル化設	2030 年度	9, 568
	ネルギーの脱炭	備設置等補助による CO2削減	17,080t-CO ₂	t-CO ₂
	素化を進める	量 (累計)		
みどり	練馬のみどりを	練馬のみどりに満足してい	令和 30 年度	_
	未来へつなぐ	る区民の割合 ※1	80% * 2	
清掃·	ごみの減量・資源	区民1人1日あたりのごみ	令和8年度	436. 1 g
リサイクル	化により循環型	収集量 ※3	443g 以下	
	都市を目指す			
地域環境	みどり豊かで快	区内の雨水流出抑制対策量	令和 19 年度	615, 232 m³
	適な地域環境を	(累計) ※4	725, 000 m³	
	つくる			

- ※1 練馬区みどりの総合計画(令和6年3月改定)に基づく令和30年度までの目標値
- ※2 みどりの実態調査において5年ごとに調査される項目(次回は令和8年度)
- ※3 練馬区第四次一般廃棄物処理基本計画(平成29年3月)に基づく令和8年度までの目標値
- ※4 練馬区総合治水計画(令和3年3月)に基づく令和19年度までの目標値